

## 「他の株式等譲渡益」の範囲 (エンジェル税制の場合)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン
	利子・利息・配当・分配	譲渡益・売却益・償還差益
上場株式等 (新株引受権・新株予約権も含む)	非該当	該当
未上場株式等 (注) 上場株式等以外のもの	非該当	該当
投資信託	非該当	該当
社債・公社債・国債・地方債等 (合同会社等の持分会社の持分譲渡益を含む)	非該当	該当
デリバティブ取引 (先物取引、オプション取引、スワップ取引等)	—	不可

(注) 税法上は「一般株式等」という。

### ■ 他の株式等譲渡益からの控除対象（キャピタルゲインが対象）

資産を保有していることで得られる継続的な収益のことをインカムゲインといい、保有している資産を売却することによって得られる売買差益のことをキャピタルゲインといいます。

エンジェル税制において控除の対象となる「他の株式等譲渡益」は、キャピタルゲインが対象となります。

ただし、デリバティブ取引の差金等決済から生じる売買差益は、エンジェル税制の対象外です。

### ■ 株式等とは（国税庁Webサイトより）

次に掲げるものをいいます。

（外国法人に係るものを含み、ゴルフ会員権に類する株式または出資者の持分を除く。）

- ① 株式、株主または投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権および新株予約権の割当てを受ける権利
- ② 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社または合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員または会員の持分その他法人の出資者の持分
- ③ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資および資産の流動化に関する法律に規定する優先出資
- ④ 投資信託の受益権
- ⑤ 特定受益証券発行信託の受益権
- ⑥ 社債的受益権
- ⑦ 公社債

※詳細は税務署にお問合せください。